

	内容	確認事項等
1	見積書の総額からの値引について	見積書に複数の項目が含まれる場合、申請の手引きP14に記載のとおり、合計額からの値引の項目を計上しないよう見積依頼をしてください。（各項目の見積額内訳が明確である必要があるため。）
2	申請時の必要書類の「導入する設備や経費の概要及び金額等が分かる資料又は見積書の写し」について、見積書のみ提出でよいのか？	見積書のみで導入内容が確認できる場合を除き、原則として設備や取組の内容が分かる資料の提出が必要です。 特に、設備の名称や工事内容のみが記載されている見積書では、職場環境改善や労働者の負担軽減に資する内容であるか判断できない場合があります。 そのため、製品カタログ、仕様書、施工図面、イメージ図、写真、業務内容説明資料等をあわせて提出してください。 なお、内容が確認できない場合は追加資料の提出を求めることがあります。
3	様式第1号「補助金交付申請書」の「3 補助事業完了予定日」には、どの日付を記載したらよいのか？	補助事業に係る発注、納入、検収及び支払い等の全ての手続が完了する予定の日を記載してください。 ※遅くとも令和9年1月6日（水）までに事業を完了する必要があるため、事業完了しない場合は交付対象外となります。
4	様式第5号「事前着手届出書」の(3)「事業着手承認希望日」及び「補助事業完了予定日」には、どの日付を記載すればよいのか？	「事業着手承認希望日」には、補助事業に係る発注、契約、工事着工、備品の購入申込等、補助事業に着手する予定の日を記載してください。なお、令和8年3月13日以降の日付に限ります。 「補助事業完了予定日」には、補助事業に係る発注、納入、検収及び支払い等の全ての手続が完了する予定の日を記載してください。（上記様式第1号「補助金交付申請書」の「3 補助事業完了予定日」と同日です） 【例】 令和8年6月1日 発注 令和8年6月20日 工事施工開始 令和8年11月30日 工事完了 令和8年12月20日 支払い完了 この場合 事業着手承認希望日：令和8年6月1日 補助事業完了予定日：令和8年12月20日 を記載してください。
5	社会福祉法人や学校法人など、公益法人等で資本金が存在しない場合、中小企業者の判断をどのようにすべきか？	資本金のない法人については、中小企業基本法の趣旨を踏まえ、従業員数規模により判断します。 ※従業員数規模の判断については、中小企業庁HPをご確認ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html なお、要綱・手引き・FAQに記載のとおり、国又は一つの地方公共団体が出資比率の25%以上を占める法人や、運営費の50%以上を補助金等の公的資金が占める場合は、補助対象外となります。

6	事前着手について	申請から交付決定まで審査のため早くても約1ヶ月の期間を要します。事業の実施については原則交付決定後の着手となりますが、手引きP8に記載のとおり、やむを得ない場合に限り事前着手届出書を提出することで、交付決定前の着手が認められる場合があります。 ただし、交付決定日時点で事業完了している場合は交付対象外です。（例外的に交付決定日前に事前着手をする場合でも、交付決定日時点では事業が継続されている必要があります。）この場合の事業完了とは、全事業及び支払完了がされている状態のことをいいます。
7	各種宣言要件の一つである「女性活躍推進企業」は、厚生労働省が実施している「女性の活躍推進企業」のことか？	各種宣言の要件である「女性活躍推進企業」は、手引きP11に記載している、長崎女性活躍推進会議が実施している「ながさき女性活躍推進企業自主宣言」のことで、厚生労働省が実施している「女性の活躍推進企業」とは異なります。（厚生労働省の「女性の活躍推進企業」は申請要件にはなりません。） 「ながさき女性活躍推進企業自主宣言」については、以下HPをご確認ください。 https://nagasaki-joseikatsuyaku.net/
8	各種宣言要件の一つである「健康経営宣言」について、協会けんぽに加入していない事業者の場合は「健康経営推進事業所認定」で対象となるか。	本補助金においては、協会けんぽと長崎県が実施している「健康経営宣言」を対象としており、長崎県が独自で実施している「健康経営推進事業所認定」は対象となりません。協会けんぽ加入事業者以外の事業所におかれましては、「健康経営宣言」以外の宣言等を行ってください。
9	「Nぴか」取得宣言はどのようにしたらいいか？	「魅力ある職場づくり推進補助金」HPに様式第3号（「Nぴか」取得宣言書）を掲載していますので、そちらを事務局宛てにご提出ください。 ※「Nぴか」HPには宣言様式はありませんので、ご注意ください。
10	営業報告書又は事業報告書等について、作成していない場合は何を提出したらいいか？	パンフレットや自社HPの写し等、事業概要が分かる資料を提出してください。
11	補助金の支払いはいつになるのか？	補助事業完了（発注、納入、検収、支払いまで含む）後に実績報告を行っていただき、県が補助金額を確定した後、請求書を提出いただいたうえで、支払いを行います。（書類に不備が無ければ、実績報告後1か月以内に確定を行い、請求書受領後1～2ヶ月程度で指定の口座に振りこみます。詳細は「申請の手引き」をご確認ください。） ※事前着手届出を提出する場合も、補助金の支払いは全事業が完了し、実績報告をいただいてからとなりますので、ご注意ください。